

## 令和4年度砂防メンテナンス業務委託（長寿命化計画策定） 特記仕様書（案）

### 第1章 総則

#### 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、鹿児島県砂防課が実施する「令和4年度砂防メンテナンス業務委託（長寿命化計画策定）」に適用する。

#### 第2条 適用仕様書

本業務の遂行にあたっては、この特記仕様書及び鹿児島県土木部制定「設計業務等共通仕様書」（平成29年4月改訂）、「鹿児島県公共測量作業規程」（平成20年10月改訂）、「砂防事業設計積算基準」（平成29年10月改訂）、「国土交通省策定の「国土交通省河川砂防技術基準 調査編」（平成26年4月改訂）、「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）（令和4年3月水管理・国土保全局砂防部保全課）」、その他関係する指針・示方書によらなければならない。また、参考文献等使用の場合は、その出典を成果品に明記すること。

#### 第3条 前払金・部分払い

本業務は、保証事業会の保証がなされている契約金額100万円以上のものについては、当該契約金額の10分の3以内の前払金を請求することができる。

なお、部分払いは行わないものとする。

#### 第4条 履行期限

本業務の履行期限は、令和5年3月24日（金）までとする。

本業務委託は、現在繰越の申請中であるため、完了工期については、繰越承認を受け次第、契約変更する予定である。

なお、繰越承認後の完了工期は令和6年3月15日（金）を予定している。

#### 第5条 調査員

本業務については、総括調査員、調査員を置くこととし、その職・氏名等については、別途通知する。

#### 第6条 訂正・補足

成果品納入後において、受託者（以下、乙）の責めに帰すべき誤りが発見されて、鹿児島県（以下、甲）がこの修正を要求した場合には、乙が乙の負担において速やかに訂正しなければならない。

#### 第7条 その他

既存の成果品等は必要に応じて甲から乙に貸与する。

## 第 2 章 業務内容

### 第 8 条 業務目的

平成 31 年 3 月に策定した鹿児島県砂防関係施設長寿命化計画を砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）（令和 4 年 3 月水管理・国土保全局砂防部保全課）に基づく計画に改定するためにライフサイクルコストの縮減等を考慮した年次計画（中期，短期）や新技術等の活用などの短期的な数値目標及びコストの縮減効果を算出するのに、必要な資料の収集整理，砂防関係施設の劣化予測，維持，修繕，改築，更新等に要する費用の設定を行うことを目的とする。

### 第 9 条 業務内容

#### （1）計画準備

本業務に関する契約図書，指示事項及び貸与資料を十分に把握した上で，業務実施にあたっての検討方針及び作業スケジュールを検討し，業務計画書を立案・作成する。

#### （2）資料の収集・整理

これまで鹿児島県で実施した砂防関係施設の点検結果(砂防定期巡視点検管理システムや点検業務委託成果品等，)，砂防指定地台帳及び砂防設備台帳を収集し，砂防メンテナンスDBの様式等を利用し，整理を行う。

また，砂防関係施設の維持，修繕，改築，更新に要する過去の実績や標準的な施工の積算基準などの資料を収集・整理を行う。

#### （3）砂防関係施設の劣化予測

前項で収集・整理した点検結果や施設の経過年数，地域，流域面積・荒廃状況などの現場条件を基に砂防関係施設の劣化予測を行う。

#### （4）維持，修繕，改築，更新等に要する費用の算出

ライフサイクルコストを算定する上で必要となる維持，修繕，改築，更新等に要する費用を過去の実績，標準的な施工の積算基準などに基づいて算出するとともに，新技術等の活用などによるコスト縮減効果を検討する。

#### （5）検討結果とりまとめ

検討した結果が，ライフサイクルコストの縮減等を考慮した年次計画（中期，短期）策定や新技術等の活用などの短期的な数値目標及びコストの縮減効果の検討などを行うことに不足がないか総合的に検討し，計画を策定するのに必要な仕様や留意事項をとりまとめる。

## (6) 照査

業務の実施にあたり、照査計画書を作成し、業務の節目毎に照査を適切に実施する。

## (7) 報告書作成

業務目的を踏まえ、業務の各項目で作成された検討内容や成果等をもとに、業務の方法、過程、結論・結果等について取りまとめを行い、報告書を作成する。また、業務の成果概要を説明するための業務概要版を作成する。

- ・電子媒体（CD-R等 正・副 各1枚）
- ・紙媒体（簡易ファイル）1部（参考資料，概要版含む）
- ・その他，監督職員が指示するもの

## (8) 打合せ協議

打合せ協議は、業務開始時，中間時（3回），成果とりまとめ時の計5回以上を実施する。なお，打合せを行う場合は，管理技術者が立ち会うものとする。

リモートによる打ち合わせも可とする。

## (9) 提供データ

- ・鹿児島県砂防関係施設長寿命化計画データ
- ・砂防定期巡視点検管理システムデータ。
- ・NPO 鹿児島砂防ボランティア協会点検結果（紙資料）
- ・砂防指定地一覧表
- ・緊急改築事業 DB
- ・砂防メンテナンス DB 様式データ
- ・その他，必要な資料については監督職員と協議すること

## (10) 業務対象箇所数等

	健全度 A	健全度 B	健全度 C	合 計
砂 防 施 設	4,358	803	379	5,540
	78.7%	14.5%	6.8%	
急傾斜地崩壊防止施設	516	272	275	1,063
	48.5%	25.6%	25.9%	
地すべり防止施設	25	16	95	136
	18.4%	11.8%	69.8%	
合 計	4,899	1,091	749	6,739
	72.7%	16.2%	11.1%	

### 第 3 章 その他

#### 第 1 0 条 疑義

本業務内容に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

#### 第 1 1 条 秘密の保持義務

受託者は、業務上知り得た業務内容及びその成果を、発注者の承認を得ずに第三者に知らしめてはならない。

#### 第 1 2 条 旅費

本業務における旅費は、現地に最も近い本支店や営業所等が鹿児島市に所在するものとして算出する予定である。

鹿児島市に、本支店や営業所等が所在しない者が受注した場合、調査職員と協議のうえ、必要な区間の旅費について変更の対象とする。

#### 第 1 3 条 電子成果品の作成

(1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）（令和 4 年 3 月）：（以下、「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

(2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R）で正本 1 部、副本 1 部の計 2 部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

(3) 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

#### 第 1 4 条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

#### 第 1 5 条 技術提案書

特定された技術提案書の内容については、業務に適切に反映するものとする。また、技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。